様式2

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

※砺波市処理欄				申	CIV	綴	事前T		
行政区	世帯番号	個人番号	現年度						
			新年度						

ご注意

1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先へ回送願います。

2 翌年の一月一日以降の退職者については、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえで、砺波市（課税地）に送付してください。

3 ※印の砺波市処理欄は、届出者において記載する必要がありません。

(1)異動があった場合は、速やかに提出してください。

年　月　日 提出

富山県砺波市長 宛

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒
名称	
代表者の職氏名印	

特別徴収義務者指定番号	
個人番号又は法人番号	
この届出書に応答される方 係	
氏名	
電話	(　　)　　―

給与所得者		(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済月(納付済額)	(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収		1月1日以降退職日までの給与支払額
フリガナ									
氏名	(旧姓)	円	月分から月分まで	円	・　・	1. 退職 2. 就職 3. 転勤 4. 休職 5. 長欠 6. 死亡 7. 会社解散 8. 徴収方法変更 9.	1. 特別徴収(新勤務先で徴収) 2. 一括徴収 残税額を本人から全額徴収し、まとめて納入。1月以降は本人の申出に関わらず必須 3.普通徴収(本人が納付)	1. 下段届出書(3)は新勤務先でご記入ください。普通徴収から特別徴収へ切替の場合は、中段備考欄の◆欄もご記入ください。 2. 中段(2)にご記入ください。一括徴収した税額を、何月分で納入されるか必ずお知らせください。 3. 中段(2)の一括徴収できない理由に○を付けてください。後日、住所地の市役所から本人宛に通知書を送付します。	円
生年月日	昭 平 和 成　年　月　日		期から期まで						
性別	男・女		円						控除社会保険料額
個人番号									円
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)								
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)								

(2)給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

（翌年の1月1日以降の退職者については、本人の申出がなくても、残税額を一括徴収することが義務付けられています。）

一括徴収					備考
1. 一括徴収する場合 異動者 ㊞		給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額(上記(ウ)と同額)	一括徴収税額は月分で納入します。	◆普通徴収から特別徴収へ切替の場合
		月　日	円	(　月　日納期限)	月分から特別徴収希望 (　月　日納期限)
2. 一括徴収できない場合	理由	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため 2. 異動の日が6月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の希望があるため(転勤を含む。) 3. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の額)を超える退職金などの支払がないため			

(3)転勤等による特別徴収届出書 (左の注意書きを参照してください。)

月割額　円

月分から徴収し

納入する。(　月　日納期限)

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒
フリガナ	
名称	
代表者の職氏名印	
個人番号又は法人番号	

いずれかを選択してください	新規 ・ 既存	納付書:必要・不要
特別徴収義務者指定番号		
受給者番号		
この届出書に応答される方 係		
氏名		
電話	(　　)　　―	

給与支払方法及びその期日		払込を希望する金融機関の所在地及び名称	

送付先　〒939-1398　富山県砺波市栄町7番3号　砺波市役所 税務課 市民税係（0763-33-1346（直通））